



12月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□選挙人名簿登録者数
男性7万8,576人、女性8万3,773人、計16万2,349人
前回定時登録者数と比較すると、男性23人増、女性98人増、計121人増加しています。

□今回の定時登録の要件
①日本国民 ②平成7年12月2日以前に出生 ③12月1日現在、引き続き3カ月以上本市に居住している(他市区町村から転入した場合は、9月1日までに本市の住民基本台帳に記載)

□在外選挙人名簿登録者数
男性112人、女性113人、計225人

□在外選挙人名簿登録の要件
①既に当該名簿に登録されていない
②登録申請時に満20歳以上 ③日本国民 ④当該名簿の登録申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある

◆選挙管理委員会事務局(☎042-438-4090)

募集

シルバーピア生活協力員

□人数 1人
場 オーシャン・ハウス(保谷町6-10-23)
内 シルバーピア(高齢者集合住宅)の生活協力員室で、入居者の安否確認・病気など緊急時の対応・連絡などを行う(常駐)。
※生活協力員住戸は3DK(約71㎡)

□資格 次の全てに該当する方
①市内在住・在勤(在勤の場合は、都内在住の成年者であることが住民票で証明できること) ②シルバーピアに設置した生活協力員住宅に居住できる ③高齢者福祉と生活協力員の仕事に理解と熱意を有する ④現に同居、または同居しようとする親族がある ⑤おおむね30歳以上60歳未満 ⑥持ち家がない ⑦申込者・同居家族が暴力団員でない

□謝金 月額15万3,000円
□家賃 全額補助
□募集要項 12月15日(火)～25日(金)に高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)で配布
※市HPからもダウンロード可
申 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階)へ持参
※詳細は、募集要項をご覧ください。
◆高齢者支援課(☎042-438-4028)

市職員募集(平成28年4月1日付採用)

□第1次試験日
平成28年1月24日(日)(全試験共通)

□試験案内の配布
時 平成28年1月4日(月)まで
場 職員課(田無庁舎5階)・保谷庁舎総合案内(保谷庁舎1階)

□試験区分

※市HPからもダウンロード可
※受験資格など詳細は、試験案内で必ずご確認ください。
申 平成28年1月4日(月)(消印有効)までに、〒188-8666市役所職員課へ郵送
◆職員課(☎042-460-9813)

試験区分	受験資格	採用予定数
あ 障害のある者 る 身体の方	一般事務Ⅰ類(大学卒程度) 昭和61年4月2日～平成6年4月1日に生まれ、身体障害者手帳の交付を受けている方	各若干名
	一般事務Ⅱ類(短大卒程度) 平成2年4月2日～平成8年4月1日に生まれ、身体障害者手帳の交付を受けている方	
	一般事務Ⅲ類(高校卒程度) 平成4年4月2日～平成10年4月1日に生まれ、身体障害者手帳の交付を受けている方	
建築技術Ⅰ類(大学卒程度)	昭和51年4月2日～平成6年4月1日に生まれた方	1人程度
保健師Ⅰ類(大学卒程度)	昭和51年4月2日以降に生まれ、保健師免許をお持ちの方	
保育士Ⅰ類(大学卒程度)	昭和61年4月2日～平成6年4月1日に生まれ、保育士の資格をお持ちの方(平成28年3月31日までに取得見込みの方を含む)	

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

◆匿名(10万円)
◆間 誠 様(5万円)
◆ひばりヶ丘南北会 様(56万5,000円)
◆秘書広報課(☎042-460-9803)

傍聴 教育委員会

時 12月22日(火)午後2時
場 防災センター
内 行政報告ほか
定 10人
◆教育企画課(☎042-438-4070)

傍聴 審議会など

◆中原小学校建替協議会
時 12月17日(木)午前10時
場 防災センター
内 建替校の将来像ほか
定 10人
◆教育企画課(☎042-438-4070)

◆社会教育委員の会議

時 12月21日(月)午後2時～4時
場 保谷庁舎3階
内 今後の活動
定 5人
◆社会教育課(☎042-438-4079)

◆行財政改革推進委員会

時 12月22日(火)午前9時
場 田無庁舎3階
内 公共施設等総合管理計画ほか
定 5人
◆企画政策課(☎042-460-9800)

◆地域公共交通会議

時 12月24日(木)午後2時～4時
場 保谷庁舎別棟
内 はなバスのルートなど見直し
定 5人
◆都市計画課(☎042-438-4050)

◆男女平等推進センター企画運営委員会

時 平成28年1月7日(木)午後6時
場 住吉会館ルピナス
内 平成27年度男女平等参画情報誌編集・啓発事業の企画ほか
定 3人
◆協働コミュニティ課(☎042-439-0075)

議員の寄附行為は禁止されています

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ったり、時候の挨拶状(答礼のための自筆によるものを除く)を出したりすることを禁止されています。実費が伴う行事や会費が必要な催しを案内する際には、会費を明示してください。

◆議会事務局(☎042-460-9860)

平成28年版 いこいな年賀状ができました!

西東京市マスコットキャラクター「いこいな」の平成28年版年賀状ができました。市HPからダウンロードできます。

◆企画政策課(☎042-460-9800)

パブリックコメント 市民の皆さんの意見をお寄せください

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。

事案名	地域防災計画修正(素案)	◆危機管理室(☎042-438-4010)
策定趣旨	災害対策基本法の改正や東京都地域防災計画などの修正を踏まえ、市では「西東京市地域防災計画」の修正を進めており、パブリックコメントを実施し皆さんのご意見を募集します。	
閲覧方法	12月16日(水)から、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HP	
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人・団体	
提出期間	12月16日(水)～平成28年1月15日(金)(必着)	
提出方法	①持参(防災センター5階) ②郵送(〒202-8555市役所危機管理室) ③ファクス(☎042-438-2820) ④市HPから	
検討結果の公表	平成28年3月(予定)	

※匿名意見は受け付けませんので、意見提出の際は、住所・氏名を必ずご記入ください。※ご意見には個別に回答しません。

パブリックコメント 寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HPをご覧ください。

事案名	(仮称)いじめ防止対策推進条例の骨子について	◆教育指導課(☎042-438-4075)
【公表日】	11月2日	【意見募集期間】8月20日～9月17日
		【意見件数】25件(6人)
お寄せいただいた意見	検討結果	
当該児童が苦痛を感じていることが発覚した先の対策は、周囲の社会が取り組むべき課題であり、当該児童等はまず何よりもそこから逃れ、守られることを明記すべきである。(件数:1件)	いじめを受けた児童等がその場から逃れ、守られることについては、骨子(1)①目的および②の基本理念に、「いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守る」こととしています。	
この度の条例の計画に当たり、西東京市内の子どもたちがいじめにあうことなく、いじめにより日常生活を行うことが困難になることが少しでもなくなり、笑顔の絶えない街になることを望む。(件数:1件)	今後も、いじめに関する未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	
基本方針が策定されるまでのスケジュールを明らかにしてほしい。(件数:1件)	「(仮称)西東京市いじめ防止対策推進条例」制定後、速やかに策定します。	
「いじめの禁止」について、実際にいじめが行われた時の対応、いじめが発覚した時の対応が書かれていない。(件数:1件)	いじめ防止に向けた具体的な内容については、条例制定後に策定する「西東京市いじめ防止対策推進基本方針」の中で検討します。	
「いじめに係る協議会等」には、現場の教職員や保護者が参加するようすべきである。(件数:1件)	骨子(4)③学校及び学校の教職員の責務である、「教職員は児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するための対策を講じなければならない」こと、(4)④保護者の責務である、「保護者は市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置にも協力ができるようにします。」にのっとり、適切に対応します。	

事案名 (仮称)個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の概要

事案名	(仮称)個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の概要	◆情報推進課(☎042-460-9806)
【公表日】	12月4日	【意見募集期間】10月9日～11月9日
		【意見件数】2件(1人)
お寄せいただいた意見	検討結果	
DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者情報の共有を庁内連携・団体内他機関連携・独自利用のどれで対応するのか。どういう風に何を適用するかを明確にすべき。(件数:1件)	番号法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、マイナンバー(個人番号)を利用できる事務の範囲を定めるものであり、DVなどの理由により支援が必要な方に関する情報の共有について規定するものではありません。	
住民基本台帳法第11条第1項の閲覧について、この条例の各条文規定に当てはまるのか。当てはまらない場合の根拠が知りたい。(件数:1件)	当該条例は、番号法第9条第2項に基づき、個人番号を利用する事務について規定するものであり、住民基本台帳法第11条第1項に規定する住民基本台帳の閲覧には当たりません。	